

審第775号

千葉県個人情報保護審議会 様

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について（諮問）

このたび、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度も含め、全国的な共通ルールが保護法に一元化されることとなりました。

そして、地方公共団体に関する規定が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、千葉県個人情報保護条例を廃止するとともに、保護法の施行に関し必要な事項を定める条例等を制定する必要があるため、別紙のとおり諮問します。

令和4年6月20日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 別紙

### 1 諮問事項

保護法の改正内容を受け、千葉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を廃止し、新たな条例の制定を検討していることから、以下の事項について意見を求めます。

### 2 検討事項

#### (1) 条例要配慮個人情報【改正法第60条第5項】

改正法上の要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めることができる条例要配慮個人情報は、規定すべきか。

#### (2) 個人情報ファイル簿【改正法第75条第5項】

個人情報ファイルの本人の数が1000人以上の場合は、改正法に基づき個人情報ファイル簿を作成・公表することが義務付けられる。

これに伴い、個人情報取扱事務登録簿の制度は廃止し、本人の数が1000人に満たない場合は、個人情報ファイル毎に個人情報ファイル簿と同様の帳簿（条例個人情報ファイル簿（仮称））を作成・公表することを規定すべきか。

#### (3) 開示・不開示情報【改正法第78条第2項】

##### ア 開示情報

改正法上で開示することとされている情報のほか、千葉県情報公開条例（以下「公開条例」という。）との整合性から、開示情報として、公開条例第8条第2号ハに掲げる公務員等の「氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く）」を規定すべきか。

なお、公開条例第8条第2号ニに掲げる情報（食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の情報）は、条例に規定がないことから規定しないこととしてよいか。

##### イ 不開示情報

規定しないこととしてよいか（公開条例第8条第1号に掲げる情報（法令秘情報）は、情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報ではないため）。

(4) 開示請求に係る手数料【改正法第89条第2項】

従前のおり、手数料を徴収しないことを規定し、条例第29条の内容（写し等の供与に要する費用の負担義務及びその例外）と同じ内容を規定すべきか。

(5) 開示の手続【改正法第108条】

ア 開示決定期限

開示決定は、開示請求があった日から15日以内にしなければならないものと規定すべきか。

※改正法上、開示決定期限は、開示請求があった日から30日以内となっている。

イ 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内に開示決定等を行うことに事務遂行の著しい支障が生ずるおそれがある場合、当該個人情報の相当の部分につき45日以内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものと規定すべきか。

※45日＝15日（開示決定期限）＋30日（通常延長期間）

ウ 訂正請求及び利用停止請求の請求期限

訂正請求及び利用停止請求に請求期限を設けないこととしてよいか。

※改正法上、訂正請求及び利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

エ 部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日の記載義務

部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、当該期日を決定通知書等の書面に記載しなければならない旨を規定すべきか。

(6) 地方公共団体に置く審議会等への諮問【改正法第129条】

「特に必要があると認めるとき」は、千葉県個人情報保護審議会に諮問することができる旨規定し、「特に必要があると認めるとき」に該当する事項として、以下の①、②及び③を規定すべきか。

① 本件条例等の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

② 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場

合

- ③ 実施機関が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合

(7) 事業者に係る規定

事業者に係る責務（条例第4条第1項）、指導・助言（条例第53条）、説明又は資料提出の要求（条例第54条）、是正の勧告（条例第55条）、公表（条例第56条）、苦情相談処理（条例第57条）については規定すべきか。

(8) 審議会条例

担当事務、組織、運営、調査権限、守秘義務及び罰則等について規定すべきか。